

風評リスク

6 班 : 200430144 隈田 賢治 2004301 佐藤 真未

アドバイザー教官 : 伊藤 誠

概要

JCO 臨界事故以来, ハザードに伴って起こる風評から起きる被害が認識されてきた。本研究では, 風評から不確実に起きる被害を風評リスクとして, JCO 臨界事故, 狂牛病, キンメダイの水銀含有, 無登録農薬, 鳥インフルエンザといった事件に対して, 被害と報道による情報量から, その特徴を見出し, 分類することによりその対策を提言する。

1. はじめに

近年, 原子力事故を初めとする環境や経済産業分野において, 『風評被害』という言葉がメディアなどで頻繁に聞かれるようになってきている。そもそも『風評被害』の定義はあいまいで, 様々な論議がなされていることも事実である。

imidas2004 によると, メディアの報道によって人々に印象付けられたことから, 情報が事実として独り歩きを始めた結果, そのように世間に受け止められ, 被害を受けることとある。

本研究では, 風評被害に内在する要因を風評リスクとして, その定量性を示すものとして風評による被害を考えた。そこで本文では風評被害といった言葉を用いることとする。『風評被害』の定義として, ある事故や現象がおき, それに対する不十分, あるいは誤った情報がメディア等を通して, 人々に情報量として比較的多く伝えられ, その結果として, 本来安全とされている食品・商品などまでもが売れなくなるといったような被害を受けしてしまうことを『風評被害』と呼ぶことにする。

2. 研究目的および先行研究との違い

不十分, あるいは誤った情報が比較的多くの情報量として伝えられることによって, 人々の判断や行為を変えてしまう『風評被害』について, 本

研究では過去のいくつかの事例から, その被害の原因やそのときの報道のされ方, 国や都道府県の対策, 被害の実態を追っていくとともに, 各事例の特徴を把握し, その報道量を要素に加え, 風評被害の影響を, 各事例において分析していく。

先行研究と異なる点として, 報道量という要素を加えて分析することである。そこから得られた結果をもとに, 各事例を分類し, その結果を踏まえたうえで, 『風評被害』への国や都道府県レベルの対策, 報道のあり方を提案することを本研究の目的とする。

3. 風評被害事例

今回は風評被害の事例として, 先行研究にもある BSE, JCO, キンメダイ, また新たに鳥インフルエンザ, 無認可農薬をあげる。以下に先行研究にもあった BSE, JCO, キンメダイについて, また鳥インフルエンザ, 無認可農薬に関して詳しく説明していくこととする。

3. 1. 狂牛病 (BSE)

狂牛病とは, ウシ海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathies) のことを言い, 省略され BSE と呼ばれる。ウシ (牛) の進行性の神経系統の疾患で, 伝達因子によって感染する。この伝達因子は, 細菌でもウイルスでもない, 異常なプリオン蛋白であるとされている。これにかかると, 脳に

障害をおこし行動異常や運動失調などの後、死に至ることとなる。

日本では平成 13 年 9 月に国内で初めて感染牛が確認され、その後、牛肉偽装事件や他の感染牛の発見などといった事件が起こった。

ここから消費者に牛肉に対する安全性が疑われ、牛肉の買い控え、焼肉店への影響が出るという結果となった。以下に牛肉の価格、牛肉需要の推移を示す。

表 3.1 牛肉需要の推移

牛肉需要の推移

年月	生産量		輸入量		消費量	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
13年 4~8月	144	97.7	297	91.8	456	100.7
14年 9月	24	81.4	59	90	78	86.6
10月	12	37.7	62	109.9	45	51.8
11月	30	84	47	72.2	68	68.6
12月	29	75.4	42	69.7	69	63.8
1月	28	105.7	28	57.9	60	73.8
2月	29	106.1	30	63.4	60	78.4
3月	33	115.9	41	58.7	77	83.3
4月	35	117.4	34	61.2	76	82.7
5月	32	111.6	38	61.2	76	82.7
6月	27	101.9	40	59.2	69	76.6

(千トン、%)

畜産物物流統計、日本貿易統計(農林水産省)

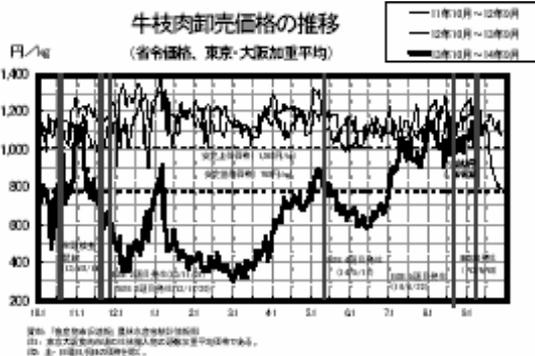


図 3.1 牛枝肉卸売価格の推移

これらから、生産量および価格に関して、前年度と比較して、明らかな影響が出ていることが推測できる。

また、政府としてこれらの被害に対して平成 13 年度に 1993 億円、14 年度に 2067 億円もの資金を風評被害対策として投入した。そして、結果としておよそ一年で回復することとなった。

3. 2. JCO 臨界事故

茨城県東海村の JCO ウラン加工工場において、平成 11 年 9 月に臨界事故が起き、JCO 職員が被爆し、死亡するに至った。この事故は国内初めての放射線漏れ事故であり、目に見えない汚染が地

域住民に限らず、全国の人々に不安を与えたと考えられる。

それによって、東海村周辺の農作物だけでなく、茨城県全体の農作物が敬遠されるといった事態に陥った。その被害額は、茨城県農業協同組合中央会によると事故後約 2 週間で約 3 億円と見積られている(朝日新聞 2000/01/26)。また、その後も臨界事故のイメージからの被害は継続的であったと思われる。以下に茨城県内の団体の損害賠償請求をまとめた表、茨城県産かんしよの単価比率動向のグラフを示す。

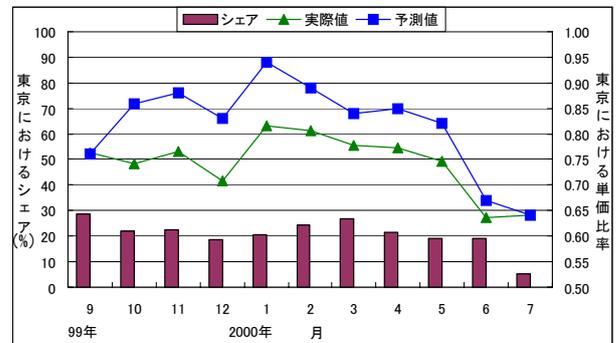


図 3.2 茨城県産かんしよの単価比率動向

表 3.2 各団体補償請求内容

表 1 各団体補償請求内容

地方公共団体	内訳	金額
		金額
茨城県	人件費	約2億5667万円
	風評被害地策経費	約4600万円
	信用保証料補助	約3159万円
東海村	災害対策本部経費	約3500万円
	緊急融資信用保証料補助	約650万円
	広報関係経費	約270万円
	風評被害対策経費	約110万円
那珂町	災害対策本部設置経費	約1200万円
茨城県農業協同組合中央会	返品・入荷拒否に伴う廃棄分	約2億9500万円
	市場の取引価格低落に伴う損害	
	4日間のシラス漁休業	約3億円
	休業や漁価下落による損害	
中小企業連合会;16組合	休業や商品返品	約10億5000万円
茨城県旅館環境衛生同業組合	宿泊キャンセルなど	約3億3000万円
県ゴルフ協会	プレー、宿泊キャンセル料金	約5億3000万円
県ゴルフ倶楽部支配人		

ここから、農産物の被害額としておよそ 3 億円、そして影響があると考えられる機関が少なくとも 1 年あったことが考えられる。

3. 3. キンメダイの水銀含有

平成 15 年 6 月に厚生労働省から、キンメダイ等の一部魚介類に高レベルの水銀を含有しているため、妊婦またはその可能性がある人の摂取に対

して注意を呼びかける公表があった。

先行研究から市場の動きとして、産地市場の段階では、多少の被害が見られたが、消費者段階ではあまり見られないといった見解となった。また、期間としても、報道があった期間の影響であり、長期的なものはなかったように思われる。

3. 4. 無認可農薬

平成 14 年 8 月、各地で残留農薬や無認可の農薬の使用の問題が多く発覚した。紙面では、無登録の農薬が大量に売られていた問題で、農林水産省は 27 日、登録されていないのを知りながら、効き目に期待して使った農家が多いことを重視し、農薬取締法で「使用」についての規制を強める検討を始めた。購入・使用は青森県と広島県でも確認され、28 都県に広がった。ここでは、青森の主要作物であるりんごに関して注目する。

3. 4. 1. 青森のりんごへの被害の概要

平成 14 年 8 月末に青森県のりんご農家で無認可農薬の使用が発見された。他の県でも多くの無認可農薬の問題がとり立たされている中の発覚だったため、消費者の農作物に対するイメージに影響を与えているのではないかと考えられる。また、市場の判断から、敬遠されることも考えられ、実際に百貨店大手の大丸などは、青森県産りんごの販売を中止するといった形もとられていた。

3. 4. 2. 青森県の対応

この事件では、りんごは青森県の主要な農作物であることから、徹底的な対策が採られた。「県産りんごにも無登録農薬が使われていた問題で、各自治体が安全性の PR や対策に躍起になっている。」(朝日新聞 8 月 31 日紙面)

また、県だけでなく、市町村も徹底的な対策を採っており、県全体で意識を高く持って対応していたと言える。

全体として、未認可農薬使用の可能性のあるりんごは一切市場に出さず、また、りんご安全宣言

としてガイドラインを引いて、安全確認などの整備を整えた。

3. 4. 3. 市場での動き

ここでは事件発覚からの青森県産のりんごの市場での動きについて、ヒアリング調査と合わせ見ていくこととする。以下に生産地価格、市場価格、出荷量のグラフを示す。

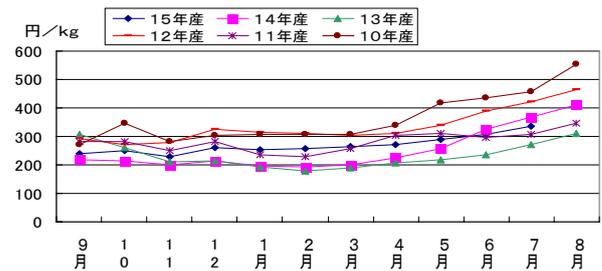


図 3.4.1 青森りんご消費地価格

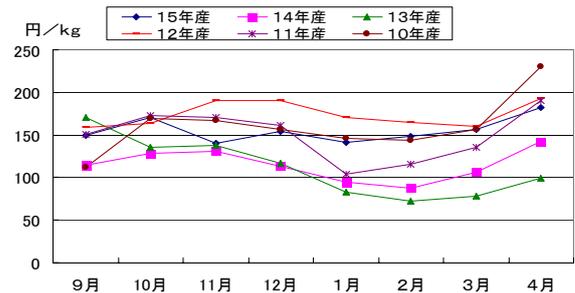


図 3.4.2 青森りんご生産地価格

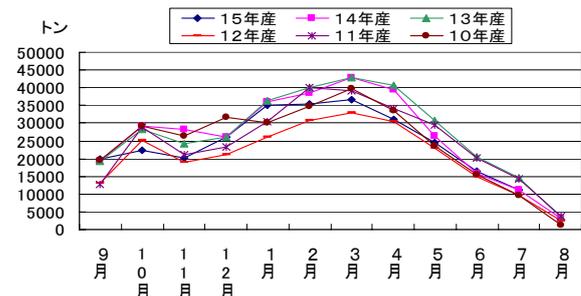


図 3.4.3 青森りんご県外出荷量

グラフから見て、生産地価格に関して、14 年 9 月期には、他の年度と比較しても下がっていることから、その影響を見て取ることができる。また、青森県に対するヒアリング調査からも、事件発生からの期間は、市場が青森産りんごを扱ってくれないといった問題が起こっていたことがわかった。

また、影響のあった期間としては、グラフからは14年9月～10月にかけて、特に価格帯で見取ることができる。ヒアリング調査からは、10月26日の安全宣言が出るまでのおよそ一ヶ月間は市場が取り扱いをしてくれないといった状態にあり、年内の3ヶ月間は影響があったように思われるとのことである。

事件発覚当事、ヒアリング調査からは他の風評被害と同様に、市場は大きな反応をし、大きな影響を示したように思われる。しかしその後、青森県のすばやく徹底した対策がなされた。特に、全りんご農家の検査に踏み切った板柳町のりんごは、県のりんご安全宣言が発表される以前に、大丸での取引が再開された。そういった明確で徹底した対策が、風評被害を抑える一因となったと思われる。

3. 5. 鳥インフルエンザ

3. 5. 1. 鳥インフルエンザとは

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、このうちウイルスの感染を受けた鳥類が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼ぶ。鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状をおこし、鳥類が大量に死亡することもまれではない。

3. 5. 2. 予防策

鳥インフルエンザに対する有効なワクチンは、現在のところない。

3. 5. 3. 食品としての危険性

食品として鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染をした例はない。鳥インフルエンザが発生した場合は、鳥の間での拡大を防ぐために発生届の届出、隔離、殺処分、焼却又は埋却、消毒等のまん延防止措置が実施される。また、感染鳥やその卵が市場に出回ったとしても、食品としての鶏肉、鶏卵などからの感染はないと考えられる。

3. 5. 4. 日本での感染事例

山口県の事例

1月12日、山口県阿東町の養鶏場で確認。

農林水産省による対応

- ・当該農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒
- ・半径30km以内の区域の周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施

大手スーパーでは、山口県産の鶏卵、鶏肉の販売自粛。

大分の事例

2004年2月17日 大分県九重町の民家でチャボの感染確認。九重町の一般家庭で愛がん鶏として飼われているチャボ13羽のうち、7羽が死んだ。生きていたチャボ6羽とアヒル1羽も16日までに焼却処分。

制限区域にはブロイラーと採卵鶏の約130万羽が飼育。県が農場からの生きた食鳥や卵の移動を制限した範囲は県内26市町村。大型店などの売り場から移動制限区域内から仕入れた卵や鶏肉が消えた。

早い通報で感染拡大を防ぐことができたが、通報者への嫌がらせの電話が殺到した。

京都の事例

2月26日 匿名の通報。

2月27日 船井農場での鳥インフルエンザの感染確認。

26日夜、感染の疑いがあるとの匿名の電話。同所員が浅田社長らに聞き取り調査を行い、府は27日未明に立ち入り検査を実施。そこで感染が確認された。

府は同農場に対し、鶏と卵の移動禁止と、出荷された鶏肉や卵の自主回収を要請。また、兵庫県と大阪府にもまたがる半径30キロ以内の養鶏場39カ所に、鶏や卵の移動自粛を要請。

大分と同様、半径30キロ以内に限らず、京都産が敬遠される。また、通報が遅れたため、該当農場へ対する批判などもあがっている。

山口、大分、京都の事例の比較

3つの事例について、事件発覚の月に鶏卵出荷

量が減っているのは、28日間の移動制限が原因と思われる。その後、山口、大分の出荷量は例年の水準に持ち直している。16年1月に全国的に価格が大幅に下落しているが、その後上昇している。ヒアリング調査では、価格を上げるために意図的に出荷量を調整したことが分かった。そのことから事件の影響があったと思われる。また、もも肉の小売価格が2月以降下落しており、4月に底をついたものの例年の水準には戻っていない。購買数量に関しては前年に比べて、1～3月にかけてもも肉は減っており、むね肉も徐々に減っている。このことから鶏肉に対しても消費者の買い控えが伺える。

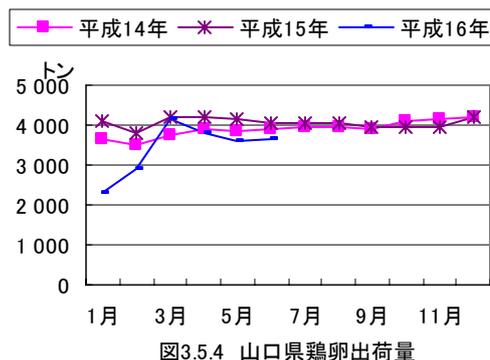


図3.5.4 山口県鶏卵出荷量

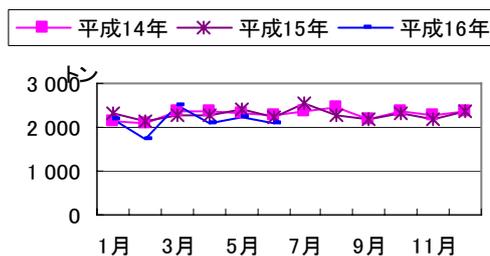


図3.5.5 大分県鶏卵出荷量

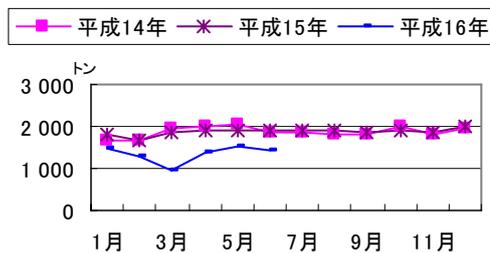


図3.5.6 京都府鶏卵出荷量

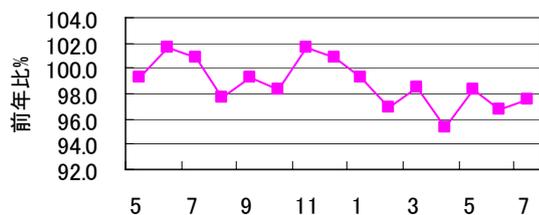


図3.5.1 もも肉小売価格(東京)

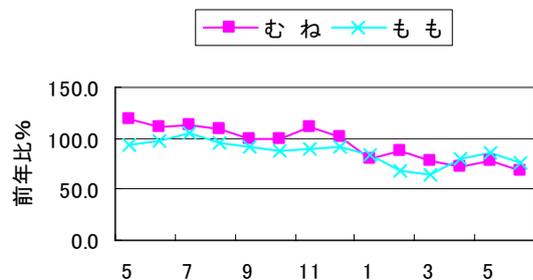


図3.5.2 鶏肉購買数量

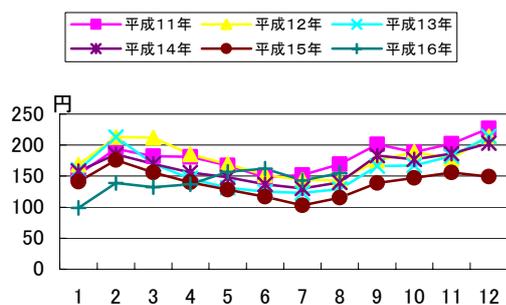


図3.5.3 福岡鶏卵相場

4. 報道との関係性

ここでは、各事件における報道に関してそれぞれを解析する。その後、全体の報道を比較し、その影響や関係を考察し、それをを用いてそれぞれの事件を分類していく。また、ここで用いた報道量は、朝日新聞によるデータベースを元に記事の件数から導いた。

4. 1. 報道における特徴

4. 1. 1. 狂牛病における報道

狂牛病における報道の特徴は以下の通りとなる。

- 非常に大きな事件として取り扱われた。
- 海外での事件が先立って報道され、その後、

日本国内での事件が発覚した。

- 一度の事件でなく、牛肉偽装問題や第二、第三の感染牛の発見などいくつかの種類の報道がなされた。

まず、海外からの情報が先立ったという点に関しては、それによって狂牛病の知名度が上がり、それから国内での発覚といった形だったので、理解もある程度早く、消費者がリスクに対して反応しやすかったのではないと思われる。

次に報道量および報道期間について、このセクションの冒頭でも述べた朝日新聞より調査した報道量のグラフを以下に示す。

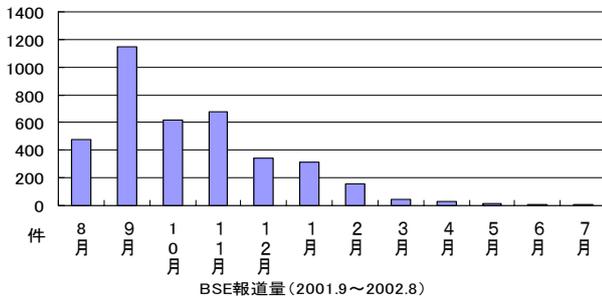


図 4.1.1 BSE 報道量

8月に発覚し、9月報道件数が多く、10～11月にかけて、コンスタントに報道されているように思われる。そこから、3月以降は50件以下となり、収束しているように思われる。5ヶ月間の間、200を超える報道件数があり、長期間注目を浴びたことが見て取ることができる。

4. 1. 2. JCO 臨界事故における報道

JCO 臨界事故における報道の特徴は以下の通りになる。

- 国内で初の臨海事故として、非常に大きく報道された。
- 事故と同様に、周辺住民の避難の様子、周辺農作物への影響の懸念等が連日報道された。

次に報道量および報道期間についてのグラフを示す。

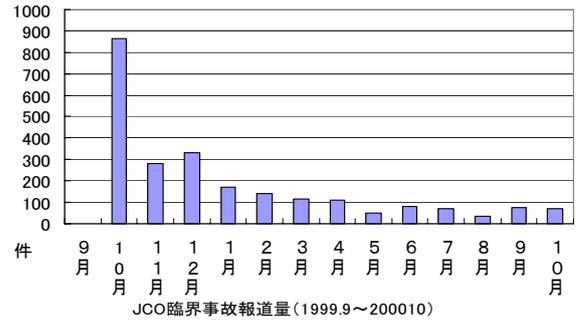


図 4.1.2 JCO 臨界事故報道量

このグラフから、事故発生から1ヶ月の間に非常に多くの報道がなされ、その後も長期間において100件近い報道がなされていることわかる。ここから、長期間注目を浴びたことわかる。

4. 1. 3. 無登録農薬の報道量

ここでの報道の特徴は以下の通り。

- 一農家だけの無登録農薬の使用ではなく、28都県で販売、使用が発覚し、多くの報道がなされた。
- 事件発覚当時は、月に249件の報道がなされたが、その後はそれほど多くの報道はなされなかった。

以下に、無登録農薬、青森県産りんごの無登録農薬に関する報道量のグラフを示す。

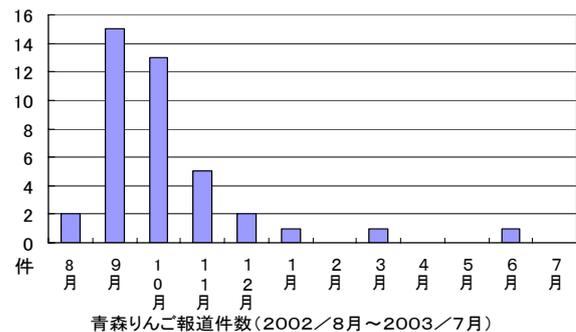


図 4.1.3 青森りんご報道量

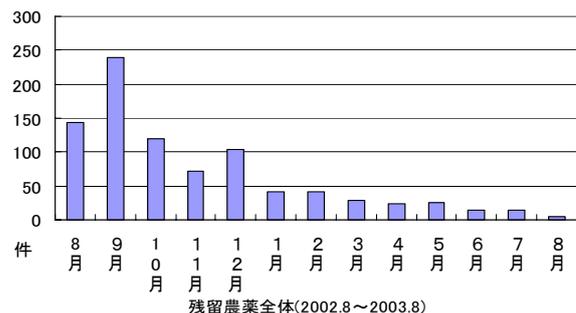


図 4.1.2 無登録農薬報道量

ここではこれまでの2件と違い、件数のオーダーがかなり小さいことがわかる。ここから、報道の影響力も小さいのではないかと推測できる。

4. 1. 4. 鳥インフルエンザの報道量

鳥インフルエンザの報道の特徴は以下の通り。

- 国内で1,2月に次々と感染が発覚したため、報道量がとても多くなっている。
- その後、京都での発覚の際の浅田農産船井農場の対応に対する批判や責任問題に関する話題での報道が目立っている。

以下に鳥インフルエンザに関する報道量のグラフを示す。

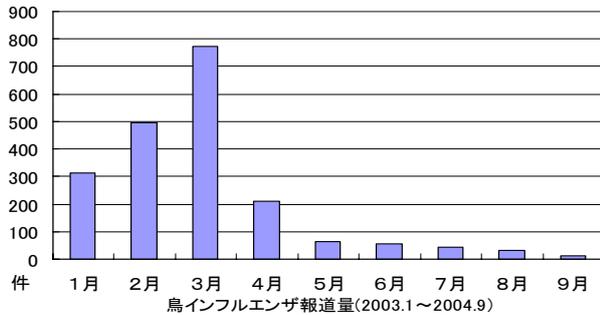


図 4.1.5 鳥インフルエンザ報道量

グラフから、件数のオーダーは BSE などの多い事例と比べて若干少ないものの、ある程度の報道はされていることが分かる。また、感染発覚以降、急激に報道量が減ることはなく、その後も少ないながらもある程度の報道が続いている。

4. 1. 5. キンメダイの報道量

キンメダイの報道の特徴は以下の通り。

- 非常に報道量が少ない。(9件)
- 非常に報道量が少なく、その後も報道が続く、といったようなことは見受けられない。報道の影響は少なかったと思われる。

4. 2. 総報道量の比較

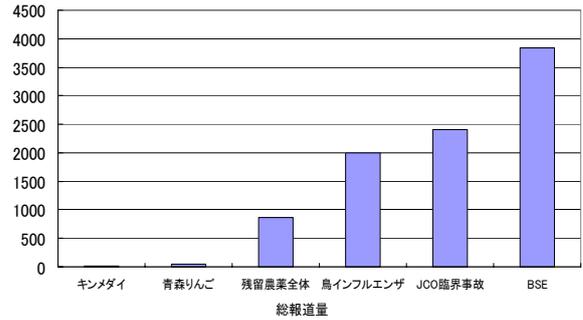


図 4.2.1 各事件の総報道量

ここでは、キンメダイ、無登録農薬は、報道量では比較的少なく、鳥インフルエンザ、JCO、BSE は非常に報道の量が多いことがわかる。特に JCO に関しては、無登録農薬、鳥インフルエンザ、BSE など関連した事件が複数起こっているのに対して、単発の事故でこれだけの報道量がなされていることから、非常に大きな事件として取り扱われていることがわかる。

次に、報道量と影響期間に関する関係を推測した。風評被害の影響の大きさを推測して作ったフラフに、それぞれの報道の特徴別に分類した図を以下に示す。

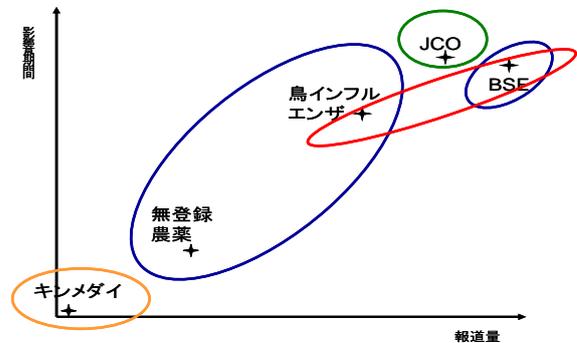


図 4.2.2 報道特徴による分類

次に先ほどのマッピングしたものをその報道の傾向から分類してみた。この分類に関するポイントは以下のとおりである。

- リスクをリスクとして報道したもの（キンメダイ）
- 第二、第三の事件、偽装事件などが起きたもの（無登録農薬、鳥インフルエンザ、BSE）
- 海外で起きた事件が国内でも発覚したことから、病気などの予備知識があったもの（鳥

インフルエンザ、BSE)

- 単発ではあるが非常に影響力の大きい事件としておきたもの (JCO)

また、全体としてキンメダイ以外に関しては、ハザードとして報道されたもので、消費者や市場がそのリスクを想定したものであると考えられる。そこから、報道としての対策として、ハザードの内容を伝えるだけでなく、考えられるリスクをリスクとして正確に報道することで、必要以上の反応を防ぐことができると思われる。

5. まとめ

考察

- BSEやJCOの事件のように、風評被害には、報道量の多さや不十分な報道がきっかけとなっている場合がある。
- リスクを報道するよりも、ハザードからリスクを感じた場合の方が影響は大きい。
- 事件発覚後の国や都道府県、市町村レベルでの迅速な対応、もしくは明確で適切な処理ができなかった場合、その後の被害のおさまりが遅いことが分かる。
- 京都での鳥インフルエンザの事件のように、農家や企業が、感染の報告をせず、迅速な対応や適切な処理を怠ると、感染という一次的被害が拡大するだけでなく、その産業そのものが信頼を失うという二次的被害も、後々まで影響することが分かる。
- 風評被害は、法律で補償されていない範囲や条件であった場合についても検討する必要がある。
- 風評被害を受けないように、生産者や販売者による産地偽装などが起きている。

以上のようなことから、人々は多い報道量のもとに、不十分、あるいは誤った情報があった場合、もしくは国や都道府県、農家や企業に不誠実な対応や適切でない対応があった場合に、その該当する食品や商品、土地に不安を抱いたり、またそれを避けようとする行動を増す大きな要因になると

思われる。また、農家や企業においては、モラルを優先するより、その被害を恐れた行動をしてしまう場合がある。このことから、以下のような対策を提案することとする。

対策

- 事件発覚後は、情報はできるだけ正確かつ明確な報道をする必要がある。
- 報道量が多い事件に関しては、より正確に伝える必要がある。
- また、大きな事件であるときには、その事件の被害だけを伝えるのではなく、その対処法、安全性、危険性、考えられるリスクを正確に同時に報道する。
- 国や都道府県レベルでは、迅速で適切な対応をし、国民に正確な情報を与え、また、通常の場合では補償できない範囲や条件に関しても、農家や企業に対して、その被害に応じて補償を検討し、電話相談の対応などのサポートを徹底する。
- 国や都道府県レベルでの補償やサポートを強化することによって、農家や企業に報告義務を徹底し、被害拡大を防ぐ為に、被害の正確な報告や迅速な対応を求める。

謝辞

今回の研究において、データや情報、そして貴重なお話を提供して頂きました。

大分県庁畜産振興課 様

九州農政局大分統計・情報センター 様

青森県農林水産部りんご果樹課 様

参考文献

- [1] 関谷直也, 「風評被害」の社会心理 — 「風評被害」の実態とそのメカニズム—, 災害情報, No.1, pp78-88(2003)
- [2] 菊池孝文, 熊谷良雄, JCO臨海事故が農作物出荷先の単価に及ぼした影響に関する研究